

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

**現行計画の進捗状況等**

＜今後の取組を記載＞

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

(1) 子どもからの意見聴取

「子どもの権利ノート」ハンドブックの改訂

ライフストーリーワークの充実

一時保護所の第三者による評価の充実

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

--

要因分析

--

(2) 施策を検討する際の子どもからの意見聴取

社会的養護に関する施策や施設等で暮らすこどもの権利を守る方策を検討する際には、当事者である子ども(社会的養護の経験者を含む)から聞き取りを実施する。措置先(委託先)の施設等や里親等から対象者を選定し、アンケート調査やインタビューを行う。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

--

要因分析

--

(3) 第三者支援による子どもからの意見聴取

安心して意見表明できることを子どもに周知する。

施設等の第三者委員と子どもと一緒に食事をする機会を作るなど、日常的な交流の仕方を検討する。

国の調査研究を踏まえ、こどもの権利擁護を図る新たな仕組みを検討する。

取組結果及び令和6年度末時点での目標達成見込み

--

要因分析

--